

連携省エネ税制 Q&A

No	質問	回答
1	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるのか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、税理士等にご確認ください。
2	設備取得の際に、国又は地方自治体から補助金を受けた場合、税制措置の適用を受けることはできるのか。	国又は地方公共団体の補助金等を受けて取得等したものは本税制の対象外となります。
3	連携省エネルギー計画に記載した設備等のうち、一部の設備のみ補助金を充当して取得する予定である。その場合に、補助金を充当しなかった設備等については税制の適用を受けることはできるのか。	連携省エネルギー計画に記載された設備等のうち、補助金を充当して取得した設備については税制の適用対象外となりますが、補助金を充当せずに取得した設備については、税制の適用を受けることができます。
4	他の税制措置と併せて使えるのか。	同じ減価償却資産で2以上の特別償却、税額控除に係る税制の適用を受けることはできませんが、固定資産税等に対する税制措置については重複適用ができます。
5	事業の用に供するとは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえ、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、税理士等にご確認ください。
6	設備の修繕等を行った場合も対象となるのか。	設備の修繕等は対象となりません。
7	既存の設備につき、資本的支出を行った場合は税制措置の対象となるのか。	原則として、本税制措置の「取得等」には当たらないことから、対象となりません。ただし、その資本的支出の内容が、例えば、単独資産としての機能の付加である場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資産について本税制措置の適用を受けることができます。

連携省エネ税制 Q&A

No	質問	回答
8	税額控除限度額について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すればよいか。	他の税制措置で税額控除の適用を受ける場合、本税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の調整前法人税額の20%となります。但し、その他の税制措置も含めた税額控除可能額が調整前法人税額の90%を超える場合は、90%を超える部分については控除できません。（租税特別措置法第十条の六、第四十二条の十三）
9	連結納税制度を採用している場合における法人税額の税額控除限度額は、各連結法人ごとに計算した金額の合計額を連結所得に対する法人税の額から控除することで良いか。	その通りですが、仮に、連結法人ごとに、その税額控除限度額が法人税額基準額を超える場合には、法人税額基準額が限度となります。
10	特別償却を実施した場合、準備金方式を採用できるのか。	採用できます。
11	税額控除限度額の繰り越しは可能か。	税額控除限度額の繰り越しは認められていません。
12	特別償却限度額の繰り越しは可能か。	1年に限り、特別償却限度額のうち、前年度に損金の額の計算に入れなかった額を特別償却することができます。
13	リースの場合も、税制措置の対象となるのか。	ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能（特別償却は利用不可）となります。なお、税額控除額は毎年のリース料の7%ではなく、リース資産額の7%となります。また、オペレーティングリースについては本税制措置の対象外となります。
14	連携省エネルギー計画の認定前に取得した設備について、税制の適用を受けることができるのか。	連携省エネルギー計画の認定前に取得した設備については、税制の対象外となります。また、申請書の提出から認定まで1カ月程度要しますので、余裕を持って申請してください。
15	税制の適用にあたり、税務申告の際に認定書を添付する必要はあるのか。また、なぜ認定書を保存する必要があるのか。	税務申告の際に認定書を添付する必要はありません。 租税特別措置法施行規則第五条第二項の七及び第二十条の二第二項にて、認定書を保存することが税制の適用要件と定められているため、認定書又はその写し（経済産業大臣又は経済産業局長から交付されたものに限る）は税制適用を受ける各事業者において原則5年間、保存してください。

連携省エネ税制 Q&A

No	質問	回答
16	自ら作って固定資産計上する設備は対象となるのか。	取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。
17	中古品、貸付設備は対象となるのか。	中古品は対象となりません。 貸付設備については原則対象外ですが、自己の下請業者に貸与し、かつ当該設備が専ら当該法人（設備の所有者）のためにする製品の加工等の用に供される場合は貸付の用に供したのものには該当せず、本税制措置の対象となります。
18	ESCOあるいはエネルギーサービスの提供により設備を更新する場合は本税制の対象となるのか。	ESCOあるいはエネルギーサービスと呼称される取引について、一般的には下記の取扱いが考えられますが、個別ケースについては、税理士等にご相談ください。 ・当該取引がファイナンスリース取引である場合は本税制の対象となります。尚、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能（特別償却は利用不可）となります。 ・当該取引が役務提供、サービス契約等である場合は本税制の対象外となります。